予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第二号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同項第三号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第四号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同条第二項中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十万四千八百円」を「百二十一万八百円」に改め、同号ロ中「九十六万四千八百円」を「九十六万九千六百円」に改め、同項第二号イ中「百五十四万九千二百円」を「百五十五万七千六百円」に改め、同号ロ中「百二十三万九千六百円」を「百二十四万六千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六百円」を「五十六万千五百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百八十五万四千四百円」を「三百八十七万三千六百円」に改め、同号ロ中「三百八万四千円」を「三百九万九千六百円」に改め、同号ハ中「二百三十一万三千六百円」を「二百三十二万五千六百円」に改め、同項第二号イ中「四百九十五万四千八百円」を「四百九十八万六千円」に改め、同号ロ中「三百九十六万六千円」を「三百九十八万五千二百円」に改め、同号ハ中「二百九十七万四千八百円」を「二百九十八万九千二百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六百円」を「五十六万千五百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百七十万円」を「三千三百九十万円」に改め、同号ロ中「二千五百三十万円」を「二千五百四十万円」に改め、同項第二号中「四千三百四十万円」を「四千三百六十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十五万二千八百円」を「二百七十六万七千二百円」に改め、同項第二号中「二百二十万三千二百円」を「二百二十一万四千円」に改める。

第二十四条第五項中「二百四十万八千四百円」を「二百四十二万四百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百二十二万五千二百円」を「七百二十六万千二百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

3　予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千三百四十万円」を「四千三百六十万円」に改める。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第二号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同項第三号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第四号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同条第二項中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十万四千八百円」を「百二十一万八百円」に改め、同項第二号中「九十六万四千八百円」を「九十六万九千六百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六百円」を「五十六万千五百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百八十五万四千四百円」を「三百八十七万三千六百円」に改め、同項第二号中「三百八万四千円」を「三百九万九千六百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六百円」を「五十六万千五百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十七万円」を「三百三十九万円」に改め、同項第二号中「二百五十三万円」を「二百五十四万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第三十四条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十九条の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第百一条の規定に基づき、この政令を制定する。